

令和3年3月 四万十市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和3年3月9日(火) 午後2時30分～午後3時15分
 2 場 所 西土佐総合支所 2階 大会議室
 3 出席委員

(1) 農業委員 18名

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|--------|----|-------|----|-------|
| 1 | 篠田 新生 | 8 | 弘田 美和 | 16 | 岡崎 誠 |
| 2 | 桑原 宏文 | 9 | 山本 官 | 17 | 尾崎 征洋 |
| 3 | 井上 靖好 | 10 | 芝 順子 | 18 | 福留 宣彦 |
| 4 | 加用 雅啓 | 11 | 伊勢脇精藏 | 19 | 畠中 温喜 |
| 5 | 安藤 久徳 | 12 | 土居 忠栄 | | |
| 6 | 谷崎 容子 | 13 | 清水 優志 | | |
| 7 | 遠地 美千代 | 15 | 正木 卓夫 | | |

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 東 正世 | 6 | 山口 昇彦 |
| 2 | 武井 健治 | 8 | 竹村 光一 |
| 4 | 濱田 正史 | | |
| 5 | 宮地 秀之 | | |

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|----|----|----|
| 14 | 新玉 年一 | | | | |

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|----|----|
| 3 | 小野 芳夫 | 7 | 田邊 次男 | | |

5 事務局職員出席者

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|--------|-------|----|--------|
| 事務局長 | 小谷 哲司 | 主幹 | 宮川 昭人 |
| 事務局長補佐 | 吉田 貴浩 | 主事 | 東 昭伸 |
| 事務局長補佐 | 渡辺 昌彦 | 主事 | 岡本 ほのか |
| 係長 | 柴 秀樹 | | |

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～8番)
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)
 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～2番)
 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～2番)
 報告事項
 その他

7 連絡事項

○事務局

只今から令和3年3月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は議席番号14番 新玉 年一 委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。推進委員は、田邊 次男 委員、小野 芳夫 委員より欠席の届出がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議 長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号17番 尾崎 征洋 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員にお願いします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1。土地の表示は、大字 下田 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦11年の71歳の農家で、農作業への従事日数は年間280日となっております。労働力は、譲受人と農作業暦11年の夫の2人となっております。農機具につきましては、耕運機、トラクター、軽トラック、コンバインを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は75aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は現在休耕中ですが、取得後は譲受人が耕作していくということです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。なお、番号1につきましては、令和元年にも、同様に農地法第3条の申請書が提出され、令和元年6月7日付けで許可を得ておりましたが、売買価格交渉の結果により、所有権移転に至らなかったため、令和元年10月15日に取消願いが提出され、3条許可の取消を行っておりました。今回、改めて所有権移転を行うこととなったため、申請書が提出されたものです。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 西土佐大宮 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦40年の59歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間350日となっております。労働力は、譲受人と農作業暦50年の譲受人の母の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は117aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3。土地の表示は、大字 西土佐大宮 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申

請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 20 年の 63 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、草刈機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 1 分の距離となっております。耕作面積は 81 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号 4。土地の表示は、大字 西土佐大宮 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 38 年の 67 歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間 350 日となっております。労働力は、譲受人と農作業暦 15 年の兄の 2 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、管理機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 2 分の距離となっております。耕作面積は 68 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号 5～7 番。議案書は 3 ページになります。番号 5 から番号 7 につきましては、譲受人が同じですので、まとめて説明させていただきます。土地の表示は、大字 川登 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 50 年の 68 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 250 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、コンバイン、トラクター、田植え機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 3 キロメートルの距離となっております。耕作面積は 106 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。また、申請地を含む周辺一帯は現在、埋め立てを行っており、埋め立て完了後は譲受人が一体利用して耕作していくということです。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号 8。土地の表示は、大字 平野 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦 40 年の 61 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人と農作業暦 40 年の姉の 2 人となっております。農機具につきましては、トラック、管理機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約 1 分の距離となっております。耕作面積は 54 a となりますので、本市の下限面積である 30 a を上回っております。また、申請地は休耕の状態となっておりますが、取得後は譲受人が露地野菜等を耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1 番、8 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員（下田地区担当）

番号 1 ですが事務局の説明どおりです。以前申請があつて一旦取り下げておつた土地ですが、つくり土が以前見たときは石混じりで、「なかなか石を動かすのが大変じゃね」と話をしたことでしたが、その後土木業者がつくり土を入れてすぐに耕作が出来るという状況に現在なっています。2月28日に再度現場を見て「野菜を作りたい」という希望を話していました。主に水稲農家ですが、畑地の自作地もこの申請地に隣接していますので、きれいに作っていけるものと確信しました。問題ありません。

番号 8 ですが、この土地については現在荒れた土地になっていますが、譲受人の土地の続きでありますので耕作できます。問題ないと思います。この土地は神社の土地でありまして、神社庁の許可がいるということで、神官さんが申請をして、許可が下りたということで売買ができることになっております。何の問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の小野委員は本日欠席となっておりますので、推進委員の意見は省略いたします。

◆議 長 （福留会長）

「2番から4番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号 1 番 篠田委員（西土佐大宮地区担当）

番号 2～4 についてまとめて説明させていただきます。この案件につきましては先月 2 月 28 日現地を推進委員の田邊次男推進とともに回りました。いずれの農地もきれいに整備されており、また、譲受人の方ともお会いしましたが、皆さん水稲や栗など、これからの作付けについても具体的に説明していただき、いずれも何の問題も無いと思われまふ。よろしくお願ひします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員の田邊委員は本日欠席ですので、推進委員の意見は省略させていただきます。

◆議 長 （福留会長）

「5番から7番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号 8 番 弘田委員（大川筋地区担当）

番号 5～7 についてですが、同じ譲受人であり、現在出入口を除いてほぼ埋立られて一つの土地になっています。この土地の谷側を挟んで譲受人が稲作をしており、周りにも何の影響もありません。ここへはブシュカンを植えて管理をして行くということですのでよろしくお願ひします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませぬか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2月27日に弘田委員と現地確認をしました。今、説明があったとおりで全然問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

番号1土地の表示は利岡高スカキ他1字 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月1日、会長と事務局で現地に向かい、後川地区担当の山本委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、許可後30年間の使用貸借契約を結び農業用倉庫を建築するものです。場所については利岡橋から蕨岡方面へ1kmほど行った所に位置する農地です。申請地の北・西側は県道、南側は瀬々川、東側は申請人所有農地となっています。雨水については南側の川への自然流水です。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われまます。申請地は農用地区域内の農地ですが、用途区分を農地から農業用施設用地に変更する手続きを完了しており、転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

1番について説明します。今の事務局の説明どおりです。何の問題もありませんし、ここは農事組合法人が管理をして行くということで、地域の発展のためにはいいのではないかと思います。よろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

2月27日に現地確認をしました。山本委員の説明どおりで何の問題も無いと思います。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~農業委員《全員挙手》~~~~

◆議 長 （福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。番号1。土地の表示は、大字 古津賀 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、3月1日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 国見 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、3月1日、会長、事務

局で現地に向かい、願人の代理人、中筋・東中筋地区担当の清水委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。
「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

3月1日農業委員関係者並びに申請代理人と現地確認をしました。場所については先の事務局の報告どおりです。申請の土地については写真のように30年以上前から建設廃土等により3メートル近くも埋め固められています。農地としてのこの先復元困難と思われるので、問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

2番ですが3月1日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。先ほどの事務局の報告どおりです。昭和50年頃から河川の道路の土手として利用されており、原状復帰は不可能と思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画(案)について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書(案)は7ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は後川地区において、施設トマトを栽培している認定新規就農者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年3月9日から令和13年3月8日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

2番について説明いたします。借受人は下田地区において、果樹を栽培している認定農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年3月9日から令和13年3月8日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。ロ 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

◆議長 (福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

住所が具同地区、耕作地が後川地区ということで、また後で後川地区の委員からも意見をお願いしたいのですが、3月5日に本人と連絡をとって電話でのやり取りでしたが、後川地区のこの土地の中古のハウスを賃借してトマトをつくるということで、今年の予定としては夏に雨除け的にハウスのトマトを作るという計画です。本人もかなりやる気になっており、問題ないと思います。

◇議席番号9番 山本委員(後川地区担当)

借受人はあぐりっこの研修センターで2年間施設トマトの勉強をして、新規就農ということでどこか土地がないか探していた時に「空きハウスがあるよ」ということを農協から紹介されて、上物と土地を別々の人が持

っていたので、まずは土地所有者に土地を貸して欲しいということで言ったら「いいですよ」という返事だったので、上物の所有者にも話をして、借受者がハウスに入って新たに就農したいと進めている案件でして、私も昨日現地を見に行きました。8月上旬の定植に向けてハウスを整えているということで問題は無いと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

3日に確認させていただきました。今まで作っていた方が事情があつて辞められて、その空きをこの度25歳という若い借受者がお借りをするというに至ったようです。貸主も年は若いし、やる気のある前途有望と期待を込められていました。そのことを添えておきます。以上です。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

貸付人は黒潮町の方ですが、借受人は露地の柑橘栽培を大規模にやっております。飛び飛びの空いた土地を集積して1ヶ所ではなくバラバラですけど、果樹の大規模農家という形になっております。貸付人の方へも電話確認でしたが何の問題も無いという確証を得ましたのよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員の小野委員は本日欠席となっておりますので、推進委員の意見は省略いたします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

2点ほど確認させてもらいたいです。先ほど正木委員より雨除けでやられるようにあつたと思いますが、そのあと山本委員から8月の定植ということで今、必死で頑張っているような話があつたかと思いますが、雨除けやったら春にやっと思って聞いていましたが、どちらが合っているのでしょうか？雨除けじゃなくて8月に定植で、加温して普通のハウスのようにやられるのが正しいのでしょうか？教えてもらいたと思います。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

トマトのポット栽培で経営するというので部材も来ています。ベッドを作ってやるということで準備をしています。8月の盆頃の定植で6月いっぱい収穫で促成になるか、半促成になるかは分かりませんが、加温もして普通の施設のトマトを作ります。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

ありがとうございました。

◇議席番号159番 正木委員（具同地区担当）

私は栽培のことはちょっと分からないので素人なりという形で説明をして、誤解を与えてしまいました。すみませんでした。

◆議長（福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

もう1点かまいませんか？ 土地の方は反当り58,600円でお貸しされるものと思いますが、ハウスの方は買取でしょうか？それとも前の方からの借受でしょうか？教えていただきたいと思います。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

上物のハウスは買い取りをしています。

◇議席番号3番 井上委員（東山・下田地区担当）

ありがとうございました。

◆議長（福留会長）

私の方からもひとつ質問させてもらっていいでしょうか？2番ですが畠中委員、借受人はいつも（議案書に）名前が出ている人だと思いますが、その方お年はいくらですか？10年間借りてやるとなっていますが80歳を超えている方ではないかと思いますが……。そうじゃないですかね？

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

最初はトラブルメーカーでしたけど近頃は少なくなってきました。厳重注意をしておきます。

◆議長（福留会長）

よろしくをお願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

本人は 72 歳と言っていました。確認はしていませんが、本人は元気な人でした。

◆議 長 （福留会長）

元気な人ですかね。私は 80 歳を超えている人じゃないかと思っていました。

◆議 長 （福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

番号 2 ですが私の方にも調査依頼が来ていましたので借受人、貸付人両方の方に連絡をして話を聞きました。貸付人の方は貸すのは間違いないのですが、「イモかキャベツを植えるという条件で一筆書いてもらうことになっている」という話でした。昨夜の時点で借受者から電話がかかってきて、はじめはその予定でありましたが、近くの人が「イノシシが出てくるのでイモやキャベツはやめて」ということで果樹にするという内容でしたが、貸付人が「イモかキャベツじゃないといかん。一筆書いてもらわんといかんと言っていますよ」と借受人に言いました。今朝また借受人から電話がかかって来て、貸付人に話をして果樹を植えるという許可はもらったということでした。以上です。

◆議 長 （福留会長）

借受人は果樹専門でやっている人で、確かこっちで作るけど販売は愛媛県でしていたと思いますが……。この件については事務局で確認してもらわんといかんと思いますのでよろしくお願いします。2 番のこの案件ですが利用権の設定ということになっていますが、耕作するものが貸付人と借受人で違いあるようです。ここで認めましょうということにはならないと思います。

○事務局

この後、事務局から直ちに貸付人、借受人から中身について事情聴取をさせていただきます。そこで議案書に記載のあります果樹が良いということで貸付人、借受人が一致することの確認が取れるか、若しくはそうでなかった場合は、また次回の総会で審議をお願いすることになるかと思います。そういった条件付きでの採決をしていただけたらと思います。

◆議 長 （福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

他にご意見・ご質問が無いようですので、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、1 番について採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。原案のとおり適当と認め、答申することといたします。

◆議長（福留会長）

続きまして2番ですが条件付きでの採決としてよろしいでしょうか？

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、2番について採決いたします。原案につきまして条件付きでの賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。原案につきまして条件付きで認めることとし、答申することといたします。

◆議長（福留会長）

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、全て終了いたしました。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年3月9日

議長

福留宣彦

署名委員

白中温喜

署名委員

尾崎征洋